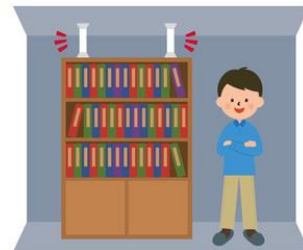


菊川市役所危機管理課から菊川市家具転倒防止事業のお知らせ

【菊川市家具転倒防止事業】

菊川市では、大規模地震発生時における死傷者の発生を事前に防ぐことを目的とし、菊川建築組合及び小笠建築組合の協力を得て、下記のとおり家具転倒防止事業を実施しております。



1 事業の概要

(1) 対象者（世帯）

令和5年4月1日時点において、菊川市内に住所を有し、下記の①～⑤のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②介護保険要介護認定の要介護度3以上の認定を受けている者の属する世帯
- ③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯
- ⑤療育手帳A1、A2又はA判定の交付を受けている者の属する世帯

※過去に当事業を実施された世帯は対象外となります。

(2) 事業の内容

大規模地震発生時における家具の転倒を事前に防ぐことを目的に、事業実施者（菊川建築組合及び小笠建築組合）が御自宅にある家具を金具等で固定いたします。

なお、本事業で固定できる家具数は、一世帯当たり5台までとなります。

※「テレビ」、「ピアノ」、「仏壇」は対象外となります。

(3) 費用

費用は一切かかりません。無料で実施することができます。

※家具以外の固定を希望される場合及び5台目以降の家具の固定を希望される場合は有料となります。事業実施者（菊川建築組合及び小笠建築組合）が御自宅に訪問した際に御相談ください。

(4) 事業実施者

本事業（家具の固定）を実施する者は、菊川建築組合及び小笠建築組合（市内の大工さんの組合）になります。

【裏面に続く】

2 申請から事業実施までの流れ

(1) 事業のお申込みについて

当事業の実施を御希望される方（世帯）は、菊川市家具転倒防止事業申請書（同封のハガキ）に必要事項を御記入の上、菊川市役所危機管理課に直接提出または **63 円切手を貼り付け**し、郵送（郵便ポストへ投函）してください。

【締切日：令和5年7月31日（月）】

※締切日までに菊川市役所危機管理課に到着するよう投函してください。

(2) 事業日の決定

締切日（令和5年7月31日）以降に菊川市危機管理課にてお申込み内容を精査し、事業実施に係る決定通知書をお申込みいただいた方（世帯）宛てに送付いたします。

その後、事業実施者（菊川建築組合及び小笠建築組合）からお申込みいただいた方（世帯）宛てに直接連絡がありますので、日程等を直接調整し、事業実施日を決めていただきます。

※事業の決定は令和5年7月31日以降になります。

※住居が公営住宅、アパートまたは借家の場合は、住宅の所有者（大家さん）の承諾書が必要となりますので、お申込み（ハガキを投函）される前に、事前に御確認をお願いいたします。承諾書が必要な方は、下記連絡先までお問い合わせください。

※住宅メーカーによっては、壁の下地が硬く、家具を金具等で固定することができない場合がありますので、御了承ください。

※お申込みされた方（世帯）は、原則辞退できませんので御注意ください。

(3) 事業の実施

事業実施者（菊川建築組合及び小笠建築組合）は、調整していただいた事業日に施工業者証明書^{*1}を持参し、お申込みされた方（世帯）の御自宅に訪問いたします。

※1 施工業者証明書：菊川市役所危機管理課から、事業の委託を受けたことを証明するもの。

3 お問い合わせ先

その他御不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

菊川市役所 危機管理部 危機管理課
電話：0537-35-0923（直通）